

令和2年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第3号

令和2年3月6日(金)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	参事	残間俊典君
特命参事	千葉伸吾君	総務課長	浅野辰夫君
財政課長	熊谷有司君	まちづくり政策課長	伊藤義継君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	千葉昭君
保健福祉課長	鎌田光一君	農政商工課長	高橋優君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	遠藤努君
学校教育課長	斎藤雅彦君	社会教育課長	菅野直人君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第3号

令和2年3月6日(金曜日) 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第 2	議案第 4 号	大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の制定について
日程第 3	議案第 5 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について
日程第 4	議案第 6 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正 化等を図るための関係法律の整備に関する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制 定について
日程第 5	議案第 7 号	大郷町庁舎建設基金条例の制定について
日程第 6	議案第 8 号	大郷町高齢者外出支援事業条例の制定について
日程第 7	議案第 9 号	大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改 正について
日程第 8	議案第 10 号	大郷町職員定数条例の一部改正について
日程第 9	議案第 11 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 10	議案第 12 号	大郷町立学校の設置に関する条例の一部改正に ついて
日程第 11	議案第 13 号	大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に 関する条例の一部改正について
日程第 12	議案第 14 号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部改 正について
日程第 13	議案第 15 号	大郷町企業立地促進条例の一部改正について
日程第 14	議案第 16 号	大郷町水道事業等の設置に関する条例の一部改 正について
日程第 15	議案第 17 号	大郷町保育園条例の廃止について
日程第 16	議案第 18 号	大郷町老人ふれあいの家の指定管理者の指定に ついて
日程第 17	議案第 19 号	令和元年度大郷町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 18	議案第 20 号	令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予 算（第 4 号）
日程第 19	議案第 21 号	令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算 （第 3 号）
日程第 20	議案第 22 号	令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 3 号）

日程第 2 1	議案第 2 3 号	令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 2 2	議案第 2 4 号	令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補 正予算 (第 5 号)
日程第 2 3	議案第 2 5 号	令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計 補正予算 (第 4 号)
日程第 2 4	議案第 2 6 号	令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予 算 (第 2 号)
日程第 2 5	議案第 2 7 号	令和元年度大郷町水道事業会計補正予算 (第 5 号)
日程第 2 6	議案第 3 7 号	財産の無償貸与について
日程第 2 7	陳情第 1 号	2 0 2 1 年度介護保険法改定に向け介護保険制 度の抜本改善を求める国への意見書提出を求め る陳情書

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	議案第 4 号	大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の制定について
日程第 3	議案第 5 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について
日程第 4	議案第 6 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正 化等を図るための関係法律の整備に関する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制 定について
日程第 5	議案第 7 号	大郷町庁舎建設基金条例の制定について
日程第 6	議案第 8 号	大郷町高齢者外出支援事業条例の制定について
日程第 7	議案第 9 号	大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改 正について
日程第 8	議案第 1 0 号	大郷町職員定数条例の一部改正について
日程第 9	議案第 1 1 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 1 2 号	大郷町立学校の設置に関する条例の一部改正に ついて
日程第 1 1	議案第 1 3 号	大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に

		関する条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 1 4 号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 1 5 号	大郷町企業立地促進条例の一部改正について
日程第 1 4	議案第 1 6 号	大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第 1 5	議案第 1 7 号	大郷町保育園条例の廃止について
日程第 1 6	議案第 1 8 号	大郷町老人ふれあいの家の指定管理者の指定について
日程第 1 7	議案第 1 9 号	令和元年度大郷町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 1 8	議案第 2 0 号	令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 9	議案第 2 1 号	令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 0	議案第 2 2 号	令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 1	議案第 2 3 号	令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 2	議案第 2 4 号	令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 2 3	議案第 2 5 号	令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 4	議案第 2 6 号	令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 2 7 号	令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第 5 号）
日程第 2 6	議案第 3 7 号	財産の無償貸与について
日程第 2 7	陳情第 1 号	2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情書

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番佐藤千加雄議員及び6番田中みつ子議員を指名いたします。

日程第2 議案第4号 大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第4号 大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） この条例に関して、町長に対する損害賠償免責の条例ということで、この第2条の中に町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、とはこれはどこで、誰が判断決定するのか教えていただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

この場合、住民訴訟で最終的には司法の判断によるものと考えてございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） あと、最終的には司法ということで。あとですね、これ町長等の区分に応じて各該当する各号に定める数字を準じた額を控除するというようなものもありますけれども、この町長が6、そのほかの副町長、教育長など4、農業委員会などが2、町の職員が1という数字がここにありますが、これ詳しく説明していただけないでしょうか。どのような内容なのか。この6。要するに、6が全てなのか。1から6までの間で免責といいますか、行うのか。その部分。どういう内容になっているのか、ちょっと説明していただければ。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

この6といいますのは、その年間の給与額の6倍までがその責任の支払いの限度額だというふうなことです。例えば、1億円の損害賠償請求が勝訴した場合、1億円。町長が仮に1,000万円の年収だったとなると、

6,000万円までは支払い義務がありますけれども、残りの4,000万円は免責されるという内容のものでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） 残り4000万。6の数字、今4のほうでしょうけれども。それはわかりますけれども、ですから責任の重さにもかかわると思うんです。要するにその賠償額が決まるというのは。ですから、賠償の責任によって一応限度額が、限度が6だと。だから、私お聞きしたいのは、責任によって1から段階的に6まであるんですかということなんです。一気に6まで行くんですかということ。どちらなんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

その賠償を支払うべき職員というのは、特定されてくると思いますので、町長が支払うべきとなったときには町長は、ただ、前段として御存じのとおり、善意でかつ重大な過失がないときというふうに条例ではうたってございますので、そういったことで御理解いただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 同じような内容でございますが、提案理由の中で、この賠償責任につきまして、額につきまして、政令で定める基準を参酌してということになっているわけなんです、これ独自に町としてもつくる必要があるのかなと。いわゆる、ただ参酌だけでは、この善意でかつ重大な過失の程度が曖昧になってしまうのではないかとということで、やはり、たとえ政令で定めている基準があるにしても、参酌だけではなく町独自にやはりその範囲をある一定額、一定内容を定めておく必要があるかと思うんですが、その辺についてどのように考えられるかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

条例の提案させていただくに至っては、これ地方自治法の施行令では、最低の責任限度額、これ以上のものでも可とするというふうな内容でございますので、例えば、職員を1年分が今は免責ですけれども、それを2年も3年も、職員を2年とか3年とかそういうふうにする 것도条例では可能なんですけれども、ただ、本町といたしましては、そこまでその賠償額というか免責額を上げるのではなくて、最低限、政令で規定しているその最低限度額にあわせた形で条例の提案をさせていただいたと

いうことでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ですから、条例によっては、あるいはもっと厳しくしてもいいんだということの答弁でございますが、ですからこそ町独自に、この条例になるか規則になるかわかりませんが、後世にこれが判断基準として、どこがいわゆるこの善意でかつ重大な過失なのか、その辺のある程度の線引きをつくっておかないと、その人、その人、担当者によって、あるいはその任務を請け負った立場の方々が重大な判断に悩まされることも生じるのかなという感じを受けますので、やはり条例で定めなくとも規則にある程度の基準というのを定めておく必要があると思うんですが、そういう考えはございませんか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

今現在は、地方自治法そして地方自治法の施行令に基づいた内容で条例の文言も定めておりますので、今のところ規則でさらにうたうという考えは持ってございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 将来にわたり、この問題についていろいろと尾を引くような、私、なったんでは困るんですが、いわゆる今の方々の認識はある程度のどの辺がどうだかというのがわかるんでしょうが、ある程度定めがあれば、一つの規則といいますか、目安があればかなり楽なのかなと、定めることについて何か地方自治法では、それ今、課長が条例が定めることも可能だというような話あったんですが、それだけに各自治体で独自のその内容を、いわゆる自治法で定められた範囲内において対応することは可能ではないかという、その答弁から受けたわけなんです、私は可能だということをあえて今、課長の答弁から推察してぜひつくるべきだということを一言申し添えて答弁を求めたいと思います。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

この地方自治法の改正によって一部免責の条文が自治法で追加されておりますが、その次の条項には従前どおり、その職員の賠償責任というもの自治法に残ってございまして、その条文ではその職員が善意ではなくて、職員が故意または重大な過失によって自治体に損害を与えたときにはそれを賠償するものとするというふうなことが残ってございますので、こういったこともございますので今のところは規則でさらに法

解釈をうたうといった考えは持ってはございません。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第4号 大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求

めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第6号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第6号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第6号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第7号 大郷町庁舎建設基金条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第7号 大郷町庁舎建設基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） この基金条例に関しては、大変前向きでいいことだなと、10年もすればもう耐用年数過ぎるということでもいいことだと思えます。

ただ、この庁舎だけじゃなくて、まだ公民館も耐用年数迎えるんですね。このことについて、これから考えがあるのかどうか。あと、この間、全協で説明受けたときに10億から20億を目標にして積み立てを行うということだったんですが、その年間の積み立てに当たる部分が、その太陽光の貸付金みたいなので5,000万円ぐらいだと、もろもろ5,000万円ぐらいということだったんですが、5,000万円を10年ためたら5億円しかないわけですよ。この10億円、20億円、基金に蓄えるというのは、もっとお金が必要だということで、この太陽光に関する、例えば固定資産税なりほかの税金なり、太陽光に関してのお金を全部つぎ込んで基金をためていくという考えはないのかお聞きしたいんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

まず、公民館もう耐用年数過ぎていくということでございますが、先日の全員協議会でもお話しさせていただきましたが、あくまでも、庁舎だけでなくその公民館等の複合施設も兼ね備えたものということで、今後庁舎の検討委員会なりで議論をした中で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

あと、お金の10億円から20億円の目標ということで設定させてもらってございますが、それにつきましては、まずは太陽光の今回町で貸し付けしています町有地の太陽光だけじゃなくてそのほかの施設もございまして、約5,000万円ほど年間で収入がございまして、その部分と、あと約、毎年度2億円ほど積み立てたいという目標はございまして、そのほかの経費の削減をしてさまざまな事業の見直し等を行いながら経費削減を行って、その目標に向けていきたいと思っております。太陽光関係の固定資産税ということでございまして、それにつきましては一般財源ということになってございまして、いろんな事業に、それを町の事業に財源として充当してございまして、先ほどもお話ししたとおりいろんな事業を精査した中で経費を浮かす中でその目標に向かって基金を積み立てていきたいというような考えでございまして。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 一般質問の中でも質問だけで終わってしまったんですけども、これ基金を積み立てて10年間で10億円から20億円というような説明はありましたけれども、この間、黒川行政事務組合の消防署庁舎建てかえの議案も提出されて、スケジュールといいますか計画書みたいなものも出てきているんですけども、この今回の基金積み立ての条例制

定に当たって、その庁舎、先ほど説明ありましたけれども、中央公民館も併設した云々ということもありますけれども、ある程度しっかりした計画といたしますか、やっぱりスケジュールといたしますか、何年にこうして、何年にこうする、しっかりとした、その何年の中でも何月から何月まではこうする、そういうものがあるべきだと思うんですけども、そういう計画というのは立てていないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

これにつきましても、先日の全員協議会でお示しさせていただきましたけれども、今現在の案ということでございまして、今後1年間でそれら庁舎の建設候補地なりを決定し実施していきたいという考えを持ってございます。それで、来年からすぐ建てるといってもお金がないものでございますので、少しずつ毎年積み立てをしながら極力借り入れ等を少なくして庁舎を建設していきたいという町の方針でございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） そうすると、ある程度しっかりした計画というのではないということでもいいんですね、そう理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えします。

先ほどお話しましたが、建設検討委員会等で議論をした中で建設候補地なり、規模なりを議論した中で決定していきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） 3回しかできないので、質問を変えます。

この条例の第6条の中の繰りかえ運用の条例があるんですけども、町長は財政上必要があると認めたときは、期間を定めて繰りかえできると、繰りかえ運用できるというようなこともあるんですけども、この繰りかえ運用する場合、議会に対して事前報告といたしますか、説明といたしますか、しっかりしていただけるのでしょうか。そういうふうなことになっているのでしょうか、どうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それにつきましては、歳計現金が不足した場合に繰りかえ運用ができる項目ということになってございまして、それにつきましては議会のほうに対して、議案等ではございませんので説明はしないも

のとなつてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） この第2条の当該年度の予算で定める額ということなんですが、捉え方なんでしょうが、私はこの建設基金というのはこれ非常に大事なことだなど、もう既に40年もたつて、これはやらなきゃだめ、遅いくらいだというふうに私は思いますけれども、その中でこの予算で定めるということなんですが、例えば5,000万円として定める。そうすると、その年度で、予算で集まらない場合はどうするのか。要するに、その範囲内でこの積み立てるとかそういうような文言が必要なのかなと私考えたんですが、その辺どうなのか。

それと、もう一つ、この第3条の有利な有価証券とありますが、この有利な有価証券って何を指すのか。いろいろあると思いますが、その辺も含めてお答えをお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、1点目の予算で定める額としてございますが、それにつきましては毎年度予算編成時におきまして議会の議決を必要とされてございますので、その都度、今年度は幾ら積み立てたいということで議会のほうにお示しし、それで議決をいただく予定でなつてございます。先ほどもお話しましたが、毎年度いろいろ事業などを精査しながら、どれぐらい積み立て予算が確保できるのかどうかを確認しながら毎年度予算のほうで計上していきたいというふうに考えてございます。

次に、有利な方法によりということですが、いわゆる普通預金より定期預金のほうが有利な部分もございまして、金利の部分ですね。それで会計管理者のほうで、それにつきましてはその有利な方法を選択して預金をしていくというふうなことでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 完全なということであれば、私はこの辺も削除すべきじゃないかと私は思いますよね。本来ならば、この有価証券が入るべきであるのかどうかというのも1つだと思うんですよね。确实だとやっぱり現金ですよね。要するにペイオフだってある。そういうことから考えると、私はこの辺もまた今後条例つくるかと思つてはいますが、その辺も考えてほしいなと思つてます。

それから、この第5条のこの預金債権と町債を相殺とありますが、これはどうなのかと思つたんですが、やはりこの処分ということから考えると、これを入れたというのは最初からどうなの……。ある程

度入っているんですね、前の我々の条例を見ますとね。この前のいろいろな条例、みらい基金とかね、そういうようなのも入っているんですけども。こういうものは最初からやっぱり入れないとだめなのかどうか。本来であれば、この基金というのはそのものの目的のためにしか使えない。これは241条の3項にありますよね。だからその8項あたりで、それをカバーしているからこれでいいのかどうか。その辺のことをお伺いします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

これにつきましては、いわゆるペイオフとなった場合に、実際預金につきましては1,000万円までの保証がされるわけですが、まず、保証の前にお互い町で借り入れしている部分、あと町で預金している部分、それをまず相殺する権利がございます。それで、もしそれでも残った預金がございましたら1,000万円までは保証するという制度がございますので、それで今回この条項立てをさせていただいたということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 前に示されました、たしか長寿命化対策、この中でも庁舎の寿命を延ばす対策が講じられていたと思うんですが、その辺について何年ぐらい延ばす計画だったのか、改めて確認しておきたいと思いません。答弁お願いしたいと思いません。

それから、今回この積み立ての金額について、その年、その年の予算で定めるということになっておりますが、確かに財政の厳しい自治体が一定額を毎年というようなことに計画するのも困難だと思うんですが、ただ、何十億円とかかるということが当然予測されるわけですから、一定額を必ずこれに、建設に、いわゆるこの基金、建設の目的に、これに絞って使うようにつくっておかないと、この条例案を認めてしまうと、かなり執行部の状況によっては、この基金が目的以外の方向に流れてしまうおそれがあるということで、私は設置することについては決して問題ないんですが、ただ、その積んだ金が町の財政のやりくりの中で大変になるからということで、安易にこの条例定めたことによって議会にもかけられないで流されるということに心配感じるわけです。ですから、どうしてもかけるならばどこかにその議決を要するという含めてもらえば、その情勢において議会もそれは認めるという形に可能かと思うんですが、これ見ると条例定めればもう執行部の一言でこの条例の中

で対応されるような感じがしてならないんですが、その辺についてどのような判断を持っておられるのか。その2点についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、1点目でございます。町の長寿命化、今現在の庁舎の長寿命化計画、今現在、庁舎の長寿命化の調査をしてございます。それで、ある程度の維持補修的なことはしていきますが、今回、大変御迷惑をおかけしてはいますが、庁舎の空調設備のほうで故障しました。それらも踏まえまして、今後ある程度の予防的な対応はさせていただきますが、新たなやっぱり庁舎を建設しなければ、今後の町の庁舎の維持経費がますますかさんでいくこともございまして、10年を目安に新たな庁舎を建設させていただきたいということでの今回の提案でございます。

あと、もう1点につきましては、繰りかえ運用の絡みになるかと思いますが、これにつきましては先ほどお話しましたが、歳計現金が不足した場合ということで、万が一どうしてもお金が、会計のほうでキャッシュがなくなったという場合に、一時的に基金のほうから繰りかえ運用させていただきます。年度内にそれを繰り戻すというような方法でございます。したがって、一時的に金融機関から利子を払いつつお借り、一時借り入れするよりは繰りかえ運用し、年度内にそれを繰り戻すという方法のほうが町としては有利というふうな判断をしたことから、この分を、今回条項立てをさせていただいたものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 一定額を定めてしゃ、ことしは幾ら、来年は幾らってね、太陽光の施設で償却資産のあれで税金入ってくる、固定資産が入ってくるということを見込んでいるというお話だったんですが、どうもそれだけではどこにも足りない、ですから一定額をもう最初からそこに向かって進むという構えがないと、なかなかその予算、予算の中で、ことしは、あるいはある年によって、ことしは財政が厳しいからそれをゼロにするということも当然あり得るわけで、その予算の組み方でも、最初から10億円なら10億円を積むんだというその構えがないと、なかなかこの家庭でもしかりですが、目標がないとなかなかそこに達するということが難しいのかなと思います。そういう点で、私はこの予算を組むに当たっても一定額を当初から目標を決めて対応するという、10年に10億円積むんだと、そこでみんなでも、町民からもそうやって協力をもらおうと

いう、そういうかけ声がなければなかなか大変な目標になってしまうのではないかと。ましてや、途中で金がなくなったから、現金が足りないから云々っていうことが出てしまったんでは、最終的にはこの建設そのものにも支障を来すようなことになってくると思うんで、やっぱり私はそういう点では気構えをもっと持って、一定の金額を定めて対応することが必要、一番だと。そのためにも長寿命化は、それはそれで10年後云々でなく20年ぐらいもたせる気持ちで、その間に粛々と一方で積んでいくという、そういうことで長寿命化計画を確実にしながら、一方でその到達する時点での段階では、ある一定の額を我々は積むという。そういうことがないとなかなか、もちろん分館も大事です、中央公民館もみんな大事なんですが、ただ、目標を定めないとなかなか出てこないんで、私は庁舎建設一本に絞っても構わないと思うんです。ただ、そこにある程度の額を定めて対応するということが必要ではないかと思うんですが、町長の見解を求めておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大変ありがたい御質問をいただきました。誰かがそこに気がついて質問をするのではないかというふうに期待を申し上げておりましたが、私からすれば本来ならば2億ぐらいしたいんですよ。ただ、経済は日進月歩変わっていく。ことしはよかったけれど来年だめだった。そういうことになりますから、ある程度弾力性を持たせて、あの、町の町有地を賃貸する賃貸料をまずストックしよう。これは一般会計に入れると財政課のほうでは大変楽な会計操作ができるわけではありますが、これは最初からないものと思えということで、ときのボート、競馬ももそういう意味で公共施設整備基金もあれも何十億円という数字を見たわけではありますが、そういう形で備えあれば憂いなし、目的と手段を取りかえてはだめだと。目的は庁舎建設に使うんだという目的ですから、できるだけ質素儉約しながら、幾ら積めるかはこれからの努力次第で。ただ、申し上げて、これだけは絶対担保できるというのは賃貸料の分は大丈夫だということで、5,000万円はまず大丈夫であろうというふうに思っておりますが、できるだけ民間にできるものは民間にお願いして、町の歳出を削減する。そういう手法をとっていかないと大郷町の財政は次に進まない状況になることは間違いないというふうに思っておりますので、これからは役場であっても民間の金も公共の金も日本の金は1つであります。財布は1つですよ。我々のこの金品も国から借りているんだ。だからその借金すれば利子も払わなくてない。土地代も払わなくて

ない。そういう仕組みになっている日本の体質ですから、私は努力すれば、努力するほどその価値が自分たちにあるということの間違ってはだめだということで、今後の財政再建にも力強く改革を進めてまいりたいというふうに思います。目的は5,000万円ではありますが、できれば2億円ぐらい積みたい。そのようにこれから全課に指示をして、今の予算から2,000万ぐらいずつ削るような努力をしろということを令和2年から申し上げてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長。町長、私言っていることは、当然その一定額を定めるということで積みと、それ絶対必要です。ただ、だからといって必要な生活のかかるもの、町民の生活にかかる費用については、最低限かかるものについては絶対削ってだめです。もちろん民間が全てって、町長よく力説されますが、必ずしも民間が、今世の中変わってきておまして、また変わってきていますからね。民間依存に対するこの問題がかなりクローズアップされております。そういう点では、民間イコール全て経費削減にはならないということも認識しながら、あらゆる事業に活路頑張っておりますが、そうではないということ、（不規則発言あり）かなり強調されております。そういう点で、その辺はもう少し襟を正してほしいと思うんですが、そういう点でもう一度お聞きします。長寿命化について、もう少しその、今財政課長から、例えば空調施設が壊れた云々ということが出ましたが、また我々から見ると先日、二、三年前ですか、四、五年になるのかね。耐震の強化の施設もかなり強化しているわけですから、本当にこの施設が、空調施設のほかに今困っているような状況あるのかと。そういう点で、長寿命化の計画ももっとつくりながら、一方で、耐えても、耐えてもこれぐらいだという一つの、そういうことも検討しながら、いつかはいずれ物あるもの壊れるわけですから、そのときには建てかえなきゃないと。そういう点で、そういうことも踏まえながら町民に理解してもらわないと、ただ10年後建てるんだよとか、10年後に寿命が切れるとか、そういう機会的なことじゃなく、一方では長持ちさせる努力もする、一方ではそのために、何ぼ長持ちさせてもこれで限界だからそこまでにはある程度積み金しようという、そういうことを町民に示さないと、なかなかその町長の姿勢わからないんじゃないんですがね。そこには町民の犠牲を強いた貯金ではなく、積み金ではなく、議会の中で進めていくという、いわゆる民主的な手法で私は取り組んでほしいということ強く要求しながら、課長に長寿命化のこ

とについてお聞きしたいと。まず、課長から。

議長（石川良彦君） まず、最初は財政課のほうから。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 長寿命化計画につきましては先ほどもお話ししましたが、今月中にその調査の結果が出てきます。その内容を踏まえまして、どこが弱いのかとか、その点を洗い出ししながら、そして、それで予防的な対策を講じつつ長寿命化をしながら、その新庁舎建設に向けて進めて、両方立ててやらせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） できるだけ長持ちするように、みんな車でも何でも、我々民間よりも本当に大事に使っている、前の公民館も。あのピロティーがもう傾いている。これも何とか直さなくちゃいけないということで、直して使うように努力する。持っているものをほとんど長、長、長寿命化を図ってまいりたいというふうに考えていますので、もうだめだったというところから準備するのでは遅くなるから、今最適な時期だと、こう考えてございますので御理解をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第7号 大郷町庁舎建設基金条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第8号 大郷町高齢者外出支援事業条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第6、議案第8号 大郷町高齢者外出支援事業条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 全協の説明受けまして、また一般質問でもやったんですけども、全協の説明のときに令和元年7月から吉田川を境に町内を南北で区分して、平日2日に1回利用可という説明がございました。あとそれから、ふれあい号の御利用案内で月に最大10回までですよということで、この条例の中ではこの制限に関して、あとそれから運行状況というか、運行の方法は触れていないんですけども、これは多分、第8条で、規則で定めるってなっているんで、その辺のところ定められるんじゃないかなと思われませんが、この制限と運行状況、運行方法っていうのかな、これはどのように定めていくんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、規則のほうで定めてまいります。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 午前と午後で、空き時間が、なんか差があるよといった場合に、もし個人として、この制限以上に必要になった場合には柔軟な対応をしてほしいと思うんですけども、そういう対応をしてほしいんですけども、この辺に関して答弁お願いします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

現在、試験運行を行っている状況の中で、月10回を利用いただいている方は数名おります。実績としてもございます。ただ、今回のふれあい号の目的としましては、日常生活に不可欠な移動手段の確保、そして乗り合い車両であるという。そういったことから、いろんな方に乗っていただくということも含めまして定めたルールの中で御利用いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） これ高齢者外出支援事業ということの条例なんですけれども、これどちらかというと、このふれあい号事業なんですけれども、高齢者支援ばかり強調されて、実際、若い世代の公共交通移動手段というのがないというんですか、おろそかになっているんじゃないかというふうになっていると思うんです。というのは、いろいろと成人の方なり若い世代の方々の意見も以前聞いているのもあるんですけども、その高齢者だけじゃなくて、ここにあるように自力でというか移動手段がない方っていうんですかね、高齢者の中で。ですけども、この若い世代

の方、小中高、あと20代でも30代でも免許持っていない方なんかもあるわけですよ。そうした中で、この人たちが移動手段ないという状況があるわけじゃないですか。ですから、この中にその利用する方の第5条の中で年齢制限設けているんですけども、これやはり年齢制限じゃなくて、何ていうんですかね、その方の状態、状態っていうんじゃないですね。その方の事情に沿ったような利用をできないのかと。そういうものを、やはり絞るんじゃなくて若い方々も利用できるような、このふれあい号。デマンド交通ですね。これはよそを見ても、若い方も乗れるようになっているんですよ。同じようなこういう交通手段の中で。だからやはり、本町でもそういうふうなものもしっかりと若い世代の方々も、差別っていうんじゃないですけども、高齢者だけじゃなくて、若い人もここに、条例の中に入れるべきじゃないんですかっていうことなんですけれども、どうでしょう。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

今回のふれあい号の試験運行に当たりまして、当然そのようなことも検討されたところでございますが、その段階におきましては、若い方々については既存の住民バスを御利用いただきたいということで、高齢者の方々に特化しましたふれあい号の運行を試験運行として始めたところでございます。

なお、議員おっしゃるような若い方々も含めました、例えば全くフリーという形の乗車を認めるという形になれば、現在は登録料の1,000円のみで行っておりますけれども、他町村においては有償と、利用運賃をいただきながら使っているという状況にございますので、そういったことも含めまして大郷町としましては高齢者に特化したものを利用料無償で行いたいというところでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） 確かによそでは、料金100円だったか200円だったか取っているというのは実態としてあります。いろいろ私、ちょっと話ずれるかもしれませんがけれども、同じ公共交通の中で住民バスなんかもそうですけれども、いろいろと土日運行云々となったときに費用対効果どうのこうのという話、必ずそういう答弁ありますけれども、それを考えて行わなきゃいけないとかって。実際問題としてこれ、私ちょっと計算してみましたけれども、2月時点で担当課のほうに資料出していただいて、実際利用している方111名、これ単純計算で割ると大体、千二、三百万

円、年間委託料かかっているんだということなので、単純計算しますと大体、約12万円かかっているんですよ、1人当たり。ということは月1万円ずつ1人当たりかかっているわけですよ、単純計算ですからね。そういうような状況を見たときに、費用対効果考えたときに、この若い方々も乗っていただいて、一日大体、五、六人しか乗らない状況があるわけじゃないですか。だったら、もっと費用対効果も考えて、まして住民サービスも考えてやったときに、やはり若い人たちも乗れるような状況というのはつくるべきじゃないんですかということなんですよ。総合的に考えたときに。ただね、だからこの限定するものではないんじゃないんですかということなんですよ。同じ高齢者サービスだけが重視されて、公共交通としての役目がここでは半分しか果たせてないんじゃないんですかということなんですよ。もうちょっとこれ考えていただけないですかということなんです。

議長（石川良彦君） 同じ答弁しか来ないから。町長。

町長（田中 学君） これも政策ですから私のほうでお答えしたいと思います。あくまでもこの目的は高齢者対象とした乗り合いものでございます。若い人たちにとっては、月曜日から金曜日までは住民バスを利用して、その目的を個々に果たしていただきたいというサービスもしてございます。こんなに高齢者福祉に町民が理解して、こういうサービスをやっている町なんかそうありませんよ。こんな厳しい財政の中でやりくりしながら、それ以上のサービスはまず今の財政上これが限界であるというふうに私は見ておりますので、これにもう一つ加えろということになりますと、もっと経費がかさむ、設備投資も大きくなる。費用対効果というのは決して経済的な問題だけでなく、高齢者が本当に安心して生活できる、家にこもることなく、外に出てくれと、週に2回出れば大体、体力的にも限界だと、これが毎日5日間も出ると言われたら大変だ、ちょうどいい回数で設定しているなというふうに思いますので、私は執行者としてこれ以上の目的とサービスを変える視点はないというふうに思います。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） 本当にサービスっていうのであれば、土曜、日曜、祝日も必要となさっている方いるはずなんです。やはりそういうものもしっかりアンケートとって、ここの条例の中に土日祝日運行しないというものがあるんですけれども、やはり町長言うように本当にサービスも費用対効果の1つだと言うのであれば、同じ経費をかけているのであれば、

土日祝日運行したってそんなに燃料代かかりませんよ、人件費だってそんなにかかりませんよ。365日運行しろっていう話でもないんで。やはりそういうことも、この文言の中から外すべきじゃないんですかということですか。

あともう1点、その費用対効果の話なんですけれども、1人に今利用なさっている方、ちょっと話前後しますけれども、これ私のところにこういうことも来ているんです。私もう足が悪くて障害で、自力で乗れないんです、ですけれども何回も登録しろ、登録しろって来ているんです。そういう話もあるんですよ。要するに、ここに登録人数200人ってこの間説明ありましたけれども、この中にもそういう方もいるんじゃないんですか。要するに人数だけを確保、数字だけをそこに持ってくる。そういう意図はないとは思いますが、ですけれども、利用している方が111名、これ1回でも利用した人をカウントしているんですよ。先ほどありましたけれども、月10回利用している方がいますよと。そう何人がこのぐらい利用しているかわからない。ですから、トータル的な経費を考えたときに、千二、三百万円かかっているんだったら、その1人に対して11万円も年間かかっているんだったら、タクシー代、タクシー券配ったほうがいいんじゃないんですか。大衡って言うと、ちょっと名前出すとあれですけれども。月5,000円のタクシー代出せば半分で済みますよ。利用者の方は自分の思いどおりにタクシーを使って移動できるようなところもあるんですから。経費って言うんだったらそういうことも考えなきゃいけないんじゃないんですか。こればかりが高齢者支援じゃないと思いますよ。これ条例と関係ないって言えば関係なんですけれども。土日祝日もここに運行するというものを入れることはできないんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします

土日利用に関しても含めて、アンケートの結果については全員協議会の中でも御報告させていただいているところでございまして、確かにアンケートの中では御要望もございました。実際に本格運行に当たっての検討においては、現在の平日運行という中で考えさせていただいておりますけれども、費用の件もございました。単純に今、5日間の運行である程度の金額がかかっている。それが仮に無休でやるとなった場合には、当然5分の7の経費がかかるという形になりますので、そういったことから基本的には高齢者の方々を対象としておりますので、平日の外出

が可能であるという考えの中でそういったことを平日運行で考えているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これまで試行運転ということで、今回初めて条例をつかってふれあい号のスタートが4月1日からですか、やろうとする予定でございますが。試行運転する中で、今、大友議員からも質問ありましたが、町当局としてはどのようにこの試行運転の中でかけた費用と利用者のいわゆる、私、費用対効果、今回これは求める考えありません、ただ目安として、実際試行運転している中でどれぐらいの費用かかったのかというのは分析していると思うんですが、どうですか。3回しか聞けないので。

それから、この5条の中で、自力で車両に乗降することができるということですが、今、前の条例改正の中でも、いわゆる成年の被後見人についての権利云々出ておりますが、こういう方々が年齢達しなくとも、いわゆる、なかなか車の免許もとれない、しかし、一人間として外出もしたい、いろいろな仕事もしたいという、仕事といいますかそういう交流も深めたいという方も必ずしもそういう場合には75歳に限らずとも成年被後見人がついて、そういう方、障害者なりの方も乗ることも可能なような内容にしていくことも今後検討すべきかなと思うんですが、その2点についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

令和元年度におきます、ふれあい号の関連経費、こちら予算額になりますが1,500万円ほどでございます。これには運行委託経費、そして今回車両購入した車両の購入経費、主にあと燃料代等が主なものとなっております。なお、令和2年度においては約1,300万円を計上しているところでございます。

乗る方の対象者につきましてですけれども、こちら高齢者限定という形にさせていただいているところでございますが、それ以外の方の例えば障害者の方であったりという方の御意見ございますが、それについては福祉有償車両等により活用いただきたいというふうに思っております。

（不規則発言あり）

お答えいたします。これまでの運行実績の中におきましては、約2,000人ほどが利用しているということになりますので、それを単純に1,500万円を仮に割るとすれば7万円程度という形となっております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 1人7万円が高いか安いかは別にして、普通のタクシー会社に車を、タクシーで運行しても、仙台に行っても多分片道1万円ぐらいで行くのかなと思うんですね。そうした場合に、町長のほうの政策の中で取り入れて地元の方々にそういう手厚い支援するのもわかるんですが、どうもその今後、大分最近説明会まだやっているようですが、どのぐらいの希望者が募ったのかわかりませんが、その辺についてもっとそのふれあい号の位置づけも含めて、費用対効果についついなくなってしまっているんですが、余りにも7万円も10万円もかかるということになれば、確かに当初はいろいろな条件が厳しかった、75歳全てではなかったもので、そういう点で条件の若干変更もあるでしょうが、それにつけてもかなりの高い経費になるわけなんですね。その辺について、今回条例を定めて予算をつけて、これ予算の中でも審議しますが、かなりの高額なそういうふうになっていると、私はそういう方々にも投げるんじゃなく、そういうのを本当に見てあげるんであれば、先日あるタクシー会社とお話ししたところ、出張もいいですし、出張所つくってもいいぐらいの話も出ていますよ。それぐらいの受け皿ももっと執行部で考えて対応すれば、その自分たちが余り負担かけないで対応するということも可能だと思うんで、今回条例つくってもらってそれでスタートすることも悪くないんですが、ただ、かかり過ぎるので、その辺は今後もっとかからない方法をもっともっととるべきだと、タクシー料金ぐらいで済むような方法をとるべきだと思うんですが、町長その辺についてどう考えていますか。町長ですね。執行部。

議長（石川良彦君） まず、担当課。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） すみません。先ほど、1,500万円の2,000人の費用として7万円と申し上げましたが、大変申しわけありません。桁誤りで7,000円程度でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） この事業も執行部が単独で、我々の発想でやったわけでもございませんし、町民の声が運転免許を返納しなくてない高齢者がどんどんふえてくる、どうするのと。じゃあ、こういう方法も考えたらどうですかと。じゃあ、やってみますかということで試験運転を始めた。その結果として、まさに防災対策も消防ポンプも火事が起きなければ高いものだ。火事起きるかもしれないから準備する。そういうようなものですよ、この福祉サービスというのは。そのぐらいの気持ちで対応して

いかないと、費用対効果という議論になっていくと、なんだこんなに700万円も1年にかけてて、これしか乗らないのかと。乗らないということは必要ない人が多いというふうに我々は判断すべきだというふうに思っておりますので、今後もう少し精査しながら、これよりも年間500万円ぐらいで別な方法でやれるのであれば、そういうものに切りかえたり、見直したり、見たり、聞いたり、試したりする、この試しの部分が極めて弱い大郷町が、今後その試すことをこれからどんどんやっていきますから、何でもそうなんですよ。本見たり、聞かせられたり、ところが一番大事なこの試す部分になってくるとおっくうだから、やらないということですから、これからどんどん試しを町の基本として役場は始まっていくということでもあります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、試すってやはり1年間試してみて、試してみた結果がでしよう、これ。ですから、今から条例つくってやるのはいいけれども、いわゆる試しの中で、私お聞きしたのは、もっと利用者ふえるように努力するんだということで、これ試すんだの、なんか消防車と同じだとかって、それと違うんですね。やっぱりせっかく買っているものですから。それで、消防車つくったから火を起こせというような、そういうんじゃないんですよ。これ違うからね、話ね。私ね、あともう一つ、これ使えば使うほど、ある面で限られたこのパイの中で、いわゆる住民バスの利用も一方では低下するとか、落ちていくと思うんですね。住民バス、日中の住民バスの利用というのを。その辺の兼ね合いなどのように考えながら、このふれあい号とあるいは住民バスの今後の計画、その辺についてどう考えられているのか。よく言われるような、誰も乗っていないような大型バスを日中走ることないから、もう少し小まめな車で、小さい車で、容量のない車で走ってもいいんでないかという案も出ているんですが。今買っている車についてはどうのこうの出ないんですが、将来的にそういうことも含めてこの住民バスの経費削減も含める、あるいは今も言っている町長のいわゆるふれあい号についても、どのようによく利用してもらうかが狙いでしょうから。75歳の方、いっぱいふえているわけですから、そういう点でもっともっと宣伝もする必要あるし、その辺両面からこの費用を圧縮させながら、一方では喜ばれるそういうバス運行にしてほしいなと思うんですが、その辺について担当者どう考えるか。あと、さっき言った、いわゆる後見人の……、成年被後見人ですか、この辺も利用についてどう考えておられるのか。それもあわ

せて答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

まず、ふれあい号の利用におきます住民バスに関してですけれども、今年度の住民バスの実績としては、昨年度1日平均約212人の利用がございました。それにおいて、現在、元年度においての現時点での平均については約212人と、ある程度といいますか、数字的には今さほど大きな変化はないという状況にございます。なお、住民バスについては、来年度ですね、指定管理者の期間も切れるということも含めまして、来年度新たな運行体系の見直しを図る考えでございます。先ほどの被後見人制度についてですけれども、こちらにつきましてはふれあい号の運行については高齢者に特化した中で運行を進めてまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第8号 大郷町高齢者外出支援事業条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 11時03分 休 憩

午 前 11時12分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第9号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第9号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） この条例の2条ですね。2条2項第2号、この言葉を変えているわけなんです、意思能力を有しない者、こうなっているんですが、なんかこの言葉余りにも強烈ではないのかなと。もう少し優しさのあるような言葉にしないで、かえっておかしく解釈されるんでないかなと思うんですが、その辺の解釈をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

この文言につきましては、御説明のところにもありましたとおり、印鑑登録証明事務処理要領の文言と合わせたものでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） そいつはわかるんだけどもさ、この言葉自体がなんかあまりにも偏見という言い方はちょっとおかしいんだけどもさ、ちょっと理解の仕方によっては、解釈の仕方によってはそうとられるんでないのかなと。そう思ったから聞いたんですけれども。さっきの答弁で、どう思っているかという話ではないと思うんですが。この意思能力を有しない者ってどのように理解したらいいものか、その辺執行部としてはどう理解しているんだか、その辺お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

まず、成年被後見人というところを改めるというその前に、今回のこの条例につきましては、そのような言葉をそのまま使えば意思能力を有しないような方が印鑑の証明などを使って自分の財産などを不利にしないような形のために、こういった発行ができないように取得するためのものがございます。その中で、成年被後見人というはっきりとしたものから、若干表現のほうを緩めている形となっております。こちらとしましても、どちらかと言えばきつくというよりも、下げている、緩めているというふうに捉えております。

議長（石川良彦君） 2番佐藤 牧議員。

2番（佐藤 牧君） ちょっと私が思ったことなんです、御質問なんです、これがなぜ成年被後見人から意思能力を有しない者に変えたのかということの、なぜなのかということを考えていたんですが、これはつまり成年被後見人制度、成年後見制度を使っていない、その制度を活用してい

ない、例えばそのいわゆる知的障害がある方とか、そういった方、その制度を活用していない方が被害に遭われないようにするために、この意思能力を有しない者という言葉づかいにしたのかなと思ったんですけども、それで合っているんでしょうか。

議長（石川良彦君） 町民課長。

町民課長（千葉 昭君） はい、そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） 7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ちょっとしたことなんです、この条文の中の一番下なんですけれども、記録されているを、記録がされているということなんです、全協で説明したとき、これ記載になっているんだけれども、これどっちなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 記録されているで。記録されているで、はい。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第9号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第10号 大郷町職員定数条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第8、議案第10号 大郷町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の認定こども園の関係で、幼稚園も職員が減ると

ということが大きな要因のようですが、ただ、全体的に今、職員が不足しているような状況になっているのではないかと思うんですが、その中であって、さらに全体の職員定数条例の中でこの定数を減らすというような内容でございます。そうした場合に、まだまだその仕事のきつさが職員の方にかぶさってくるのではないかという思いするわけなんです、その辺についてどのようなお考えなのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

こちら見ていただくとおわかりのとおり、逆に町長の事務部局では5名ふやして、教育委員会の事務局でも3名ふやした形にしております。定数というのはあくまでもその上限を定めるものでございまして、トータルで5名減となっても、現在の実職員数と比べて10名以上の余裕がございますので、今回組織の廃止に伴う定数条例の調整でございますので、その点御理解いただければと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 当面はそういう状況になっていても、今回のこの条例がつくられる、いわゆる認められることによって、いずれこのぐらいでいだろうからということで、ここに合わせた人数調整されるのではないかという不安を感じるんですが、そういうことは大丈夫、どのように考えますか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

そういうことではなくて、結局、あまりその実職員数と定数との乖離を生じるのもよろしくないということで、ただ、結局町長部局あるいはいろんなところでその組織の改編等あって、もっと職員数が必要だと、職員定数ぎりぎりになるというふうなことであれば、そのときはそのときで定数条例のほうのまた一部改正をいたしまして、定数自体もふやすというふうに対応していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 逆に言えば、条例で定めている人数よりも実際が少ないということでしょうが、なぜ条例に定めるぐらいの人数を置かないんだということなんですか。条例でこのぐらい必要だからということで、ある程度の考えの中でその条例で定めて、職員の数を定めて決めていると思うんですよ。それが今実際は少ないから、もうそれに合わせればまだまだ余裕あるような話でございますが、私は逆に条例で定めているぐら

いの職員の人数を確保すべきではないかという思いがするわけです。実際、災害に遭いまして大変な部署の職員もあるようですが、いつ見ても残業代が、いずれ今回の令和元年度の予算にも、決算でも出てくると思うんですが、多分すごい残業手当が出てくると思うんですね。時間外が。そうした場合に、全体的にやはり職員が少なくなっているということがその裏にはあるのではないかということ考えた場合に、やっぱり条例で定めているぐらいの人数を確保するというところこそが今、問われているのではないかと思うんです。その辺について、どうお考えですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

毎年、毎年その小刻みに条例改正して実人数に合わせるというふうなこともどうかというふうに思います。その職員についてですけれども、今現在の職員数から比べて、幼稚園のほうから10人近い人数が引き上げになる。さらに、新規採用職員も予定してございますし、再任用の職員も予定してございますので、今災害で業務多忙になってはございますが、今現在よりも令和2年度につきましては、実際庁舎内で働く人数そのものは増員になるというふうに試算してございますので、御理解いただければと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第10号 大郷町職員定数条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 日程第9、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第12号 大郷町立学校の設置に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第10、議案第12号 大郷町立学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第12号 大郷町立学校の設置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第13号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第11、議案第13号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第13号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第14号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第12、議案第14号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わ

ります。

これより、議案第14号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第15号 大郷町企業立地促進条例の一部改正について
議長（石川良彦君） 日程第13、議案第15号 大郷町企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 今回、条件緩和をなされるわけなんですけれども、この条件緩和によって見込まれる企業数が、見込んでいる企業数というのはあるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

この条例の奨励金に関しましては、投下固定資産1,000万以上という条件もございますので、現時点でどの企業が対象になるというところはございません。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 現在対象になるのではないよというのはそれは分かっていたんですけれども、新たに条件を緩和することによって来たいという、そういう感触というのはないんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

この条件緩和にかかわらずなんですけど、企業進出に関しては現在も進行形の案件がございますけれども、この条件に合致するかどうかについては、そこはまた別かと思えます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 本来、この条例というのは地元の雇用を、地元の方々の雇用をお願いしたいということで定めた経過があったと私なりに認識し

ているわけですが、それをこのように減らすことによって企業誘致で、ある面での税収は可能になるかもわかりませんが、個人としての、町民としての働く場所の確保からすれば若干遠ざかるのではないかという心配があるわけなんです、その辺についてどのような検討をなされたのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

この条例の目的については、議員おっしゃるとおりでございまして、町民の雇用機会の確保といったところがございまして。それにおいて、これまでの対象となった企業何社かございましてけれども、ただやはりそういった企業の御意見を聞く中においても、町内在住の方5人を正規社員として採用するということに関してはなかなかハードルが高いという状況でございまして。それに関しましては、政策審議会でも御審議いただいているところでございまして、非正規雇用、いわゆるパートの方々を対象にしてはどうかといったような御意見もございましたが、町としましては正規社員としての雇用をできるだけ拡大したいという中でどこまで条件を緩和できるかというところを検討した結果、このような人数としたところでございまして。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、人数は減らしたが雇用の形態はあくまで正社員ということの位置づけだと、パートについては対象外ということで理解していいんですか。その辺、改めてお聞きしたいと思います。

それから、今和賀議員からも質問ありましたが、今回こういう条例緩和することによって期待される、企業からいろいろ相談あったということですが、具体的にはやはり何も今のところ見えていないということですか。もう既にこういうような、これは今後誘致する企業に対象にするということで、既に誘致されている企業については緩和されたからこういうことでいいんですよということで払うようなことがないと思うんですが、その辺はどうなんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

職員の対象に関しましては、あくまでも正規職員ということでございまして。

対象となる事業につきましては、当然これから新たに進出する企業もそうですが、現在町内にある企業においても新たな固定資産を投資する

場合においては1000万以上となりますけれども対象となるものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 前に、全協でもお話ししたと思うんですが、この奨励金。土地の取得の面積によって金額変わってきますよね。これ一律にできないものなんですか。用地が多いほうが奨励金少なくて、土地の面積が少ないほうがたしか奨励金高いと思ったんですけれども、その辺ちょっと私からすると変だと思うんですけれども、一律にできないのかどうか聞きたいんですが。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

ただいまの御質問に関しましては、今回の条例改正ではなく企業立地促進特別奨励金に関しての御質問かと思っておりますけれども、そういったことでいいんでしょうか。答えてよろしいですか。

議長（石川良彦君） その内容であれば、この議案と直接関係ないということで、後で調べていただければと思います。よろしいですか。

ほかに御質問ありますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） なければ、これで質疑を終わりたいと思います。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第15号 大郷町企業立地促進条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第16号 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第14、議案第16号 大郷町水道事業の設置等に関する

る条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第16号 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第17号 大郷町保育園条例の廃止について

議長（石川良彦君） 日程第15、議案第17号 大郷町保育園条例の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第17号 大郷町保育園条例の廃止についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第18号 大郷町老人ふれあいの家の指定管理者の指定
について

議長（石川良彦君） 日程第16、議案第18号 大郷町老人ふれあいの家の指定
管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） このふれあいの家の指定管理者の指定についてなんです
けれども、公募によらない指定だということなんですけれども、どうい
う理由で公募をしないのかということをお聞きしたいんですけれども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

公募によらない理由でございますが、大郷町公の施設に係る指定管理
者の指定手続等に関する条例の第2条につきまして、町長または教育委
員会は指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に定
める事項を明示し指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募す
るものとする。ただし、公の施設の性質、規模、機能等を考慮し設置の
目的を有効的かつ効果的に達成するため合理的理由があると認めるとき
は公募によらないことができると定義されております。また、同じ条例、
施行規則によりまして、その公募によらない選定理由でございますが、
専門的または高度な技術を有する法人、その他団体が客観的に指定され
るとき。地域の人材活用、雇用の創出等、地域との連携が相当程度期待
できること。現にその管理の委託を行い、または指定管理者による管理
を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが
引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サー
ビスの提供及び事業効果が相当程度期待できることと定めております。
これによりまして、公募によらない指定となっております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を
終わります。

これより、議案第18号 大郷町老人ふれあいの家の指定管理者の指定
についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第19号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第8号)

議長（石川良彦君） 日程第17、議案第19号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の保健福祉の関係でですが、ページ数はないんですが、いわゆる今、新型コロナで大分世の中大変な状況になっているわけですが、全然その中で補正にはなんかその対策たるものが何もないように感じられたんですが、そのことについてどのような、私の見落としなのか、もしあれば具体的に説明をお願いしたいんですがどうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

一般質問でもありましたけれども、その中でマスク、アルコール等については十分な確保はないということから、予備費充用を行いまして、今確保に努めているところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 例えば、きのうも一般質問ちょっと見ていたんですが、その中で、やっぱり施設とか妊婦さんとか、そういう方々も多分マスクそのものに対しても足りないような状況になっているんです。今、町が保管しているというなんか1万7,000枚だけ保管しているという話だったんですが、そういうものについて果たして在庫だけでそれを対応することいいんですか。あるいは、そういう妊婦さんとか特別な体の弱い方、そういう方々に対して、4月のいわゆる一般会計の新予算ではなく、新しい……、補正の中で早急な対応としてすべきではないかと思うんですが、その辺については金額が伴わないから補正に出さないということなのか、私は仕事としては弱い方々なり、もう困っている方々に即保健福祉として対応するのが今の時期ではないかと思うんですが、全然それが見えないという。在庫あるから云々でなく、そういう姿としてこの事業のいわゆる予算的なものも含めて、何らかの措置が必要では

ないかと思ったんですが、何もないということについて余りにもおくらしているのではないかと思うんですが、その辺完全なんでしょうか。どうですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 一般質問の際にもお答えしたんですけれども、今現在考えているところは、蔓延期に対する職員への配給だったり、高齢者介護施設に関する一時的な放出、それを考えての在庫でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 既に施設等については、大郷でも決して例外でないと思うんですね。いわゆるいろいろな高齢者施設あるわけですが、そういうところの状況を調査し、かつ補充などしているのかどうか。あるいは、先ほど言いましたがその妊婦さんとか、もう数少ない中でもそういう方々に対する寄り添った姿勢というのが今求められていると思うんですが、どういう内容でこの対策を今、具体的に保健福祉課として、あるいは町としてやっているのかは、これ対応は町長の一声で動くのかなと思いつつも、町長の姿勢でその対応をどのように今、緊急な事態に対応してやっているのか。補正が何も伴わないのかどうか、あわせてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 特定の方に重点的に配付するという方法もございますし、また、各家庭に今保有している分について何枚かずつ配付するという方法もあろうかというふうに思います。いずれにしても担当課も考え方、もう一度執行部で検討させていただいて、早急に対応したいなというふうに思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 一番は、やはりリスク管理というところで今担当課のほうではそういったふうに考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） まず、7ページの繰越明許費で教育費の中に文化会館空調照明設備改修事業として1億2,000万円というかなり大きい金額が載っておりますが、これはどういう経過でもってこういう事業が出てきたのか教えていただきます。

あと、34ページの民生費。最後の20節の扶助費の中に3,179万5,000円の減ということで、これもかなり大きい金額載ってございまして、この

プレミアム付商品券引きかえ3,000万円って載っているんですが、これは消費税10%のときに住民税非課税世帯と小さいお子さんがいる世帯向けの2.5万円を2万円を買ってというそういう事業だと思うんですけども、これがなぜ3,007万円もマイナスになっているのか。これは何ていうか、該当世帯に対して申し込みがうんと少なかったのかと、その辺のところをちょっと教えていただきたいなと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

フラップ大郷21照明設備改修事業、それから今御指摘のありました文化会館空調照明設備改修事業、両方ともでございますが、両施設とも、フラップにつきましては現在の照明であります水銀灯の製造期限が2020年までとなっております、十分に電球のほうの確保に努めておりますけれども、将来的なその確保というのが難しいということで、LED化を図る方法がないかということで、去年の4月からいろんな補助事業がないのか、それから譲渡型のリースが可能ではないかというところでいろいろ検討をしております。そんな折に、この台風19号の災害がございまして、その災害により激甚災害指定されたことによる補助事業が使えるという。それが避難所の強化、それから拠点の整備ということであれば半分の補助をいただいて交付税措置もあるということになりました、もともと計画していたものが、これで財源がある程度の確保ができたということで、今回、急でございましたけれども予算のほうに計上させていただいたというところでございます。

文化会館につきましては、同じ状況でございますが、そちらにつきましては空調がもう34年ほど経過しております、こちらでも毎年ある程度のメンテナンスをかけておりますけれども、もう既に部品等の供給も難しいということをご数年言われておまして、これを機会にということであわせてLED化も含めて整備をするという内容でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） プレミアム商品券につきましては、議員御指摘のとおり、子供世帯に関しては皆引きかえ券を送付しているところですが、低所得者に関しては申請主義となっております。町としましても、何度か申し込みいただくようにということで広報等に掲載しながら啓発を進めたところですが、申し込みがなかった分について今回減額を補正するものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番和賀直義議員。

9 番（和賀直義君） フラップの21は激甚災害が利用できるよということで、これはすごいなと理解いたしました。そしてこの文化会館の、これの何ていいますか、スケジュールというか完成時期というのはどのくらいを見込んでいらっしゃるのかとですね。

あとそれから、まあいっか。そっちじゃあ、すみません。

議長（石川良彦君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

今回の計上している事業の中には、設計費、それから工事費、工事の監理料が含まれております。今回、まず議決をいただきましたら設計料、設計のほうを依頼いたしまして、その設計に基づいてどの程度の工期になるのかというところが見えてまいります。今、参考でお聞きしているところによりますと二、三カ月というふうにお伺いしておりますけれども、あとはその状況も踏まえて施設の利用状況もございますので、できるだけその施設の利用に影響のない範囲での工事期間というのを見て、令和2年度の完成を目指したいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 46ページの住宅費。その中の工事請負費8,700万の減額となっております。この内容、多分住宅で大変安く建ててもらったので、その余ったのかなと思っておりますが、その内容についてお伺いします。

それから、47ページの定住促進事業。賃金で地域おこし協力隊賃金ってあるんですけども、この内容についてお聞きします。

あと、57ページの委託料。災害復旧費の委託料、工事請負費ですか。違うな、その上。13節に委託料、災害廃棄物処理業務、搬入受付業務云々あるんですが、稲わらの処理の状況について今どうなっているのか。そこをお聞きしたいと思えます。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

土木費、住宅費の町営住宅建設費におけます工事請負費の件でございますが、こちらにつきましては、まず請差によるものが1点。それから、こちらのほうで国費を要求してございましたが、要求した分まで届かなかったものですから、本来であれば要求した分をいただければ、その分に残っている分についても発注できたんですが、その要求している分まで届かなかったものですから、その分につきまして減額としてございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の予算に関しましては、当初予算において現在任用しております2名に今年度任用を計画といたしますか、希望をしております2名分、合計4名の予算を計上させていただいたところでございます。

しかし残念ながら、新たな任用がなかったというところで、その2名分を減額しているものでございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

稲わらの処理についてでございます。現在、稲わらにつきましては約5,000トンがございます。そのうち約1,000トンにつきましては、青森県の八戸セメントのほうに毎日、1日20トン運びましてセメントの原料化ということで委託をしております。残りの4,000トンにつきましては、堆肥化の処理ということで、そちらのほうを今進めているところでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 住宅建設に関しては、ではこれ余ってしまった。残ったからっていうんで、新たにまだ次の事業を進めましょうってわけにはいかないって理解していいんですか。その辺どうなんだか。

あと、地域おこし協力隊、現在2名ということなんですが、私この余ったのでまたこの間1名来たって話を聞いたんですが、その人またいなくなったのかなと、ちょっと誤解したところもあったんですが。じゃあ、間違いなく2名いるということですのでよろしいんですね。その辺、確認もう一度したいと思います。

あと、わらに関して堆肥化することなんですが、堆肥化するにはある程度施設なりが必要かと思うんですが、どういう形での堆肥化を計画しているのかその辺お聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

余った分で新たな事業ということでございますが、こちらにつきましては単独費だけでございますので、国費をもらって住宅費を建設する中で単独費だけで住宅を建設することとはできないというか、財政的には難しいので、次年度に国費をいただいた中で住宅の建設ということでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

協力隊につきまして、昨年度については当初2名の任用をしていたところでございますが、そのうち1名について12月末で退任しております。今年度については、昨年度から引き続き任用した者1名、そして4月に新たな任用を、1名を行っており、現時点で2名任用しております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

堆肥化の処理の方法でございますが、堆肥化にする場合に一般廃棄物の処理ということで、その施設の建設が必要になってきます。そちらのほうを、数量を何カ所かに分けることによりまして、そういったコンクリート板等の施設なしでも堆肥化の処理ができるような形をとりたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13番（若生 寛君） それで大丈夫なのかな、ある程度堆肥に関しては施設、設備必要だと私理解していましたが、現在、畜産農家においても野積みはだめですよ云々言われているわけなんです、その辺のところは災害だから特別な何かあるものなのか、そういう施設は必要ないということではないんです。だからその辺、再度その辺どうなのかお聞きしたいと思います。

あと、きのうの一般質問でも出たんですが、これ見るとあまり農業関係ではないんですが、復旧に関して作付できるのかできないのかという話あったんですが、その中で作付できないんですしたら早目に、ここはできませんよ、ここはできますよって指定してもらわないと、「補正予算のどこに」の声あり）42ページに農業費で、負・補・交ですか、この辺であるんですが、これに関して、強い農業担い手づくり総合支援云々あるんですが、これに関してその作付できるできないを早く場所を指定していただかないと、種もみの返却なりその辺の問題も出てくると思うんで、その辺ははっきりしてほしいと思うんですが、それが可能なのか、可能でないのか。可能だったら早く場所を示してほしいと思うんですが、その辺お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、今回の承認につきましては、まず災害によってもたらされた稲わら、大量な稲わらの処理ということで、一日も早い処理のほうを求められております。今後、続けて処理のほうを行うという

わけではなく、今回単発の処理ということもありまして、先ほど御説明しましたとおり数カ所に分けて、そういったコンクリート板などの設置をせずに処理をするという方法をとりたいというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

今春の農作業の始まりということでございますが、今、農地の復旧ということで工事のほうは順次進めているというような状況になってございます。実際、どの部分をいつまでといったところまでのそういった計画につきましては、いまだまだちょっと示せる状況にございませんので、その辺については示せる状況になった時点で、こちらからもアナウンスできればと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 26ページの町債の中に新しい、私にとっては新しい言葉なんですけれども、歳入欠かん債というのが入っているんですが、これ災害が発生してから多分あるんだと思うんですけれども、これどういう内容のものなのか。そして、それ今回初めてなのかどうか。過去に使ったことがあるのかどうかという、教えていただきたいということと、あと36ページの民生費で保育所費。委託料で1,581万ってこれも結構大きい金額がマイナスになっているんですけれども、この特別保育事業委託と保育事業委託、おのおの幾らなのか。そして、これは人数が減ったからなのかどうかと、それを教えていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

まず、歳入欠かん債について御答弁させていただきます。これにつきましては、町税のいわゆる台風19号によりまして町税の減免になった部分がございます、町民税、住民税とあと固定資産税の減免相当部分を歳入欠かん債として借り入れをするものでございます。以前の分につきましては、私の記憶ではございません。以上であります。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

保育所費の1,581万9,000円の減、この理由でございますが、員数ですね。保育所の員数でございます。年齢の層によりまして委託料はかなり大きな開きがございます。そちらのほうを当初見積もったものと、実際4月1日になってからの人数との乖離の精査によるものでございます。

議長（石川良彦君） ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時

15分といたします。

午 後 0時00分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに御質問ありませんか。3番赤間茂幸議員。

3番（赤間茂幸君） 47ページの3目、公園費の中の郷郷ランド公園遊具点検業務があります。この遊具点検で安全が確保されているのか。

あと、ヤンチャ丸という一番メーンがありますけれども、それがもう建ててから大分たっていて、この辺の安全面はどうなのか。新しくするつもりはあるのか。あるとしたら、いつの時期にやりたいと考えているのかという点と、あと、55ページ、社会教育施設管理費の中の工事請負費で、フラップ大郷21の照明施設をLED化にしますよということと、あと排水管でしたっけ、排水の件なんですけれども、そのフラップ大郷21のLED化の工事はいつごろ始めるつもりなのか。それと、完了時期。あと、排水管も同じくいつから始めて、いつごろ終わる予定なのか。今、体育館使っていませんよね。時期としたら、今が一番いいんじゃないのかなと思いますけれども、その辺も含めてお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） それでは、お答えいたします。

郷郷ランド公園の点検業務でございますが、こちら点検の結果としまして、確かに議員のおっしゃるとおりヤンチャ丸の以外の部分につきましては点検の結果は良好でございます。ただ、ヤンチャ丸につきましては、修繕の必要な箇所につきましては、ある程度その点検を受けて修繕できる部分については修繕のほうはしてございますが、どうしても経年劣化ということで年数がたっておりまして、今後修繕をしていくにしてもかなりの費用がかかる。もしくは、それを、全てを撤去してというようなことも考えなくてはいけないというふうな状況になってございます。そういった中で、ある程度ヤンチャ丸につきましては、町の郷郷ランドのシンボルということもございまして、そちら今後、1回での修繕ということだとかなり多額になりますので、年次での計画を立てながら修繕してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

まず、フラップ大郷21の工事の時期ということでございますけれども、こちらにつきましては今回補助事業に採択をいただいた関係で、設計料、

工事料、それから工事の監理料を全て計上しております、まずは設計のほうを今回御可決いただきましたら、そちらのほうを進めまして、その設計ができ上がった段階で工事の発注ということになりますので、時期的にはまだいつというところは決まっていないという状況でございます。

それから、総合運動場の排水管の件でございますけれども、そちらは今回計上させていただいておりますのは、調査、測量設計料のみで工事費は計上しておりません。ですので、そちらも今進めております、その自走式カメラによる調査結果を踏まえて設計のほうを委託しまして、それに基づいて工事のほうを、新たに予算化をして、行うという流れになると思います。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。大友三男議員。

4番（大友三男君） 11ページの歳入欠かん債の関係なんですけれども、先ほどの説明ですと町税の税収の不足による債務だということなんですけれども、これ歳入のほうでも780万入っているんですけれども、これどこに入っているのか、この予算書の中で。ちょっとそれ詳しくお聞きしたいと思います。

あと、16ページの地方交付税関係なんですけれども、これ特別交付税の中でマイナス1億9,900万円あるんですけれども、これごみの財源確定によるということなんですけれども、そのごみの量っていうんですか、想定していた量からどのぐらい少なくなったのか。それによつての部分なんですしょうから。

あと、20ページ、農業水産費の関係なんですけれども、ここで強い農業担い手づくりの関係なんですけれども、これは県支出金になっているんですけれども、これカントリー関係だということで説明あったんですけれども、以前の説明で県からの補助金というんですか、そういうのはいんですよという説明あったんですけれども、これどういう関係でこの担い手づくりの総合交付金というのがカントリーという説明があったのかお聞きしたいと思います。

あと、23ページの未来づくり事業貸付金収入。これ未来づくり貸付交付金のほうでも、これちょっと説明の中では公社の未収分だということなんで、その未収分という内容をお聞かせしていただければと思います。

それと関連して、歳出ですかね、歳出のほうでもこれの関係の積立金が不足しているということなんですけれども、どういう…、何で不足している、何でっていうとあれなんですけれども、その部分もあわせて説明し

ていただきたいと思います。

あと、29ページの委託料。役場庁舎の設計料なんですけれども、これも一応ここで設計関係あるんですけれども、大体この修繕、暖房関係、空調関係の部分での設備改修云々というようなこともあったんですけれども、これ大体いつごろまでに修繕を終わらせようと考えているのか。予定というよりも、考えているのかお聞かせしていただければと思います。

先ほど言いました、その下の部分の積立金、未来づくり基金。これ8億8,100万円、これが公社関係の未収分でマイナスになっていますという説明あったんですけれども、その経緯っていうんですかをお聞かせいただきたいと思います。

あと、35ページの貸付金。一番上なんですけれどもね、これ。民生費の中の貸付金のほうで災害援護資金貸付金というのが1億円ばかりマイナスになっているんですけれども、その、何でこのマイナスになっているのか説明をお願いしたいと思います。

あと、42ページの農業振興費の中の負担金、補助金及び交付金の関係で、強い担い手づくりの関係もこれカントリーエレベーターという説明あったんですけれども、3億2,000万ですね。これは、この中で以前全協の中で説明あった工事費といいますか、その総額が約10億円で、国からが2分の1、あと事業主さんのほうで4割と。あと、町のほうで1割というような説明があったんですけれども、これ交付税措置とかもあるということで説明があったんですけれども、これ現在、どのぐらいになっているのか詳しく数字的に教えていただければと思うんですけれども。

あと、57ページの災害廃棄物処理費の関係なんですけれども、工事請負費の中で個人住宅解体撤去工事費、4,434万円というのが入っているんですけれども、これ何件分なのかを、予定といいますか、この計上をしているのかお聞かせしていただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、歳入欠かん債でございますが、それにつきましては予算書のほうの26ページのほうに町債、22款の町債第1項町債のうちの4項、災害復旧費のうち第5節の歳入欠かん債として780万円を計上しているものでございます。

次に、地方交付税。いわゆる特別交付税の減額でございますが、これ

につきましては災害廃棄物関連の経費の部分でございまして、当初、国のほうの部分で特別交付税措置がされるということでございましたが、その後、国のほうでいろいろ制度設計が改正されまして2分の1が補助、あと2分の1は地方債を、起債を充当可能だということになりまして、当初は8割ほど、補助残の8割ほどを特別交付税のほうで充当するというところで予定しておったところでございますが、その部分を、今回予算を組みかえさせていただいたものでございます。

あと、次に未来づくり貸付金。これは公社からの貸し付け部分の返戻部分でございますが、これにつきましては12月と3月にそれぞれ4,650万円と5,000万円の返済ということで、町のほうで請求を申し上げたところでございます。それで公社のほうから、今の公社の財務状況からしますと、一気に返済することは不可能だということで、分納でお支払いしたいというようなことでの、あちらからの提出がございまして、それで今後、毎年100万円ずつ、合わせて200万円が町のほうに返還が可能だというようなことございまして、それであれば町としても了解したということで200万円、毎年それぞれの未来づくり基金100万円、地域づくり基金のほうに100万円の返還をされるということで、その部分の歳入が減となりますものですから、その部分を減額しまして、歳出につきましてもその分が減と、減収になりますのでその部分の積み立て部分も今回減額補正で調整をさせていただいたというふうな内容でございます。

あと、役場庁舎の設計料で今回掲載させていただいてございますが、これにつきましては今回設計のほうを計上してございまして、設計が終了次第工事着手となってくるわけでございますが、今の予定ですと設計後数カ月かかる予定でございます。工事につきましてはその後ということになってきますので、議会の議決をいただいた中で今後の、来年度の補正予算の中で工事のほうの予算を提案させていただいて、その中で御可決をいただいた後に工事の発注という形になりますので、来年度できれば早いうちにしたいところでございますが、多分秋口から冬ぐらいまでになるのかなというような今の想定でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 20ページの県支出金の県補助金にございます、強い農業担い手づくり総合支援交付金でございますが、こちらにつきましては、国の補助金のみ、カントリーエレベーターについてはということになっております。県の補助金は別項目でということになってございますので、こちらには県の支出金については含まれてはございませんが、

こちら県の会計を通して町のほうに補助金として交付されるということがございますので、県支出金のほうに計上させていただいてございます。

それから、もう1点。支出のほうで42ページ。こちら強い農業・担い手づくり総合支援交付金でございますが、こちら下から4段目ということになります。5億9,868万円、こちらですけれども国庫補助金が4億9,890万円。こちら2分の1です。それから、あとは町の補助金ということで9,978万円ということで10分の1の補助ということでの内訳になってございます。交付税措置についてはよろしいですか。以上でございます。

議長（石川良彦君） カントリーエレベーターはいいんですか。財政課のほうから。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） カントリーエレベーター関連の町の補助金約9,900万円幾らとなってございますが、それにつきましては、起債のほうをお借りしてそれを財源充当させていただきまします。それで100%起債のほうを借りて充当する予定でございまして、交付税につきましては元利償還金の47.5から85.5%ということで今の予定になってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 35ページの災害援護資金貸付金につきましては、台風19号により生活再建のための必要資金を貸し付けるものでございまして、申込件数の減による不用額の減でございまして、以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

個人住宅の解体撤去工事につきましては、全47棟を見込んでおります。

議長（石川良彦君） よろしいですか。大友三男議員。

4番（大友三男君） 大体説明でわかりましたけれども、まず、31ページのほうのふれあい号の関係なんですけれども、これ以前、公用車購入の関係ですけれども、これふれあい号に使う車両だと思うんですけれども、庁舎の前にある車両にふれあい号って書いてあるので間違いないのかどうか。それで、以前、乗降のために高齢者の人が大変だからステップのある車両を購入したいんだという説明があったんですけれども、それを装着した車両なのかどうかというのをまずお聞きしたいのと、これ車両購入費というのがどのくらいだったのか、お聞かせいただけるのであればお聞かせいただきたいと思っております。

あと、29ページの公社、未来づくり基金とかそういう部分のやつで、

先ほど聞いた公社の関係なんですけれども、これは未来づくりのほうに毎年100万、あと地域……、合わせて200万返済してもらっていますということなんですけれども、この間、公社の特別委員会開いたときに、12月現在、四半期の3期分として1,600万の収益がありますということでの御説明があったんですけれども、これやはりその公社の未収というのを100万円、200万円単位で支払っていただいてもいつになるかわからないと、もうこの未収関係の中でも主なもの占めるものというのは、もう七、八年もなっているわけですから、やはりその早急に支払い完了、支払いというかこの未収分をなくすためにも、やはりこの100万円、200万円の話じゃなくて、やはりその500万円ずつ返済してもらっても利息の分を計算しなくたって、それこそ10年もかかるわけですから。やはりそういうものの部分というものをしっかりと返済していただけるようなふうにしていただけないかと思うんですけれども、その件に関してお聞かせいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

まず、購入した車両については議員おっしゃるとおり今駐車場の前にとまっている車両でございます。これにつきましては、予算を要求した中で御説明はしておりますけれども、現在10人乗りを使った車両を使用しております。それについて、乗るまでのステップ高が高いということから今回の車両を購入したものでありまして、新たな車両について、そこにステップをつけるという御説明はしていないかと思っております。

次に、車両購入費ですけれども、今回の購入費につきましては諸経費、税等込みの値段としまして、約195万円でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

先ほども答弁したとおりでございますが、公社のほうから今の状況ですとこれぐらいが限度だということで、納付の誓約書ですね、そのほうを提出がありまして、それに基づきまして毎年100万円ずつの支払いであれば可能だということでございますので、それで町のほうでは承認し100万円ずつをお支払いいただくというようなことで、今回このような計上とさせていただいたものでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） 今の財政課長の答弁の中でなんですけれども、これちょっと甘いんじゃないかと思うんです。もう結構な年数たっているんでね。

確かにその公社のその財政事情もあるとは思いますが、やはりこうやって未収っていうんですか、これずっと続いている状況がやっぱり見受けられるんで、やはりもうちょっと厳しくとは言いませんけれども、やはりそこはしっかりと、税収上がっているわけですから。税収というか収入が。売り上げは2.5倍ですよとあっていろいろあるわけですから、ただその中で収入が思うように伸びていない部分があるようではありますが、でも公社、道の駅を改修してから収入は伸びているわけですから、間違いなく。そういう説明もあったわけですから。やはりそういう中で、もうちょっとやはりこの、もう何年もなっているんですから、このお金って。やはりそういうものをもうちょっと早く返済していただくように、もうちょっとやっぱり強く要求しなきゃいけないんじゃないかと思うんですけれども、その件に関してもう1回お願いします。

あと、先ほどまちづくり担当のほうで説明ありましたが、これ以前言っていないって言いますが、今、乗降するのに高いからもっと楽なようにステップのある車両を、ついでに車両を購入したいんだってことを言っていたって私勘違いしていたんですか。私そういうふうに記憶しているんですけれども。その件に関してもう1回お願いしますね。もう3回だからこれで終わりだから。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 公社のほうにつきましては、一昨年のリニューアルから大分売り上げについては伸びているということでございますが、それ以上にもっとアップするような方向で町のほうとしては増収、増益になるように今後また強く要望してまいりたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 現在使用しております10人乗りハイエース、こちらは議員の皆様も御存じかと思っておりますけれども、実際乗る場所までの段差がある車両でございまして、高齢者が利用するということからステップの低い車両を購入したものでございます。

議長（石川良彦君） ほかに質問ありませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） 10ページの大郷町の奨学資金の貸与。この債務負担行為になりますけれども、この大幅に減額ということで、これは無償化とかそういうもの…、この原因というものは何なのか。今後この奨学資金というものについて、町では利用状況等をどのように見ているのか。

それと、次ページの地方債の補正の中で、この歳入欠陥債。今までのい

ろいろ出たようでありますけれども、これは減免したときだけに使えるものなのかどうか。そのほかには使えないのか。

それと、その下のほうにこの災害対策債3,090万円から5億9,000万円、これは災害によるということですが、このことについて、その国の補助率等はどのぐらいあるのか、それを含めてお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

奨学資金の債務負担行為の減額につきましては、当初、高校生2名、大学生7名で予定していましたが、実績として高校生1名、大学生3名ということで利用者が減ったことによるものでございます。なお、奨学資金につきましては、町として継続してやっているわけなんです。最近利用の部分が減ってきているという実情もございまして、今後についても奨学資金のPRについて努めていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

まず、歳入欠かん債でございますが、先ほども答弁したとおりでございますが、あくまでも町税、住民税並びに固定資産税の減免分を借り入れするものでございます。

次に、災害対策債の交付税措置ということだと思っておりますが、それにつきましては後年度の元利償還金につきまして95%の特別交付税措置がされる見込みとなっております。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） ちょっとわからないところがあったんですけれども、8ページの災害復旧費の4番の公共施設災害復旧費、公共施設災害復旧事業で8,460万円。どこの何をあと残しているのか。縁の郷災害復旧工事費990万円、何をするのか。公園災害復旧事業費596万6,000円、どこの公園の何を直すのか教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

公共施設災害復旧事業でございますが、これにつきましては赤道等の公共施設の災害復旧事業でございます。

あと次に、縁の郷の災害復旧事業でございますが、のり面が崩落した部分がございますので、その分の災害復旧工事となっております。

あと、公園につきましては、築館公園、花館公園、あと支倉メモリアルパークの災害復旧工事でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第20号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 日程第18、議案第20号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第20号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第21号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算
(第3号)

議長(石川良彦君) 日程19、議案第21号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。9番和賀直義議員。

9番(和賀直義君) 81ページの歳入の第1号保険料で特別徴収が973万減って、普通徴収のほうは491万円ふえているんですけども、これは特別徴収する人の意思で普通徴収に変えたということではなくて、自然的にこうなったというんですかね。人員の入れかわりとかなんかで。

議長(石川良彦君) 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

その普通徴収から特別徴収に移行した部分ということでは把握はしておりませんが、当初見込みの若干の算定見込み違いというふうに理解しております。

議長(石川良彦君) 12番千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 78ページのこの債務負担行為についてちょっとお聞きしたいんですが、今回第8期の介護保険事業の計画策定業務ということで、変更というあれで載っているわけなんですけど、ここで基本的な方針ですね、第8期について。7期については大分保険料が高かったということで町長みずからがその辺の下げの努力をなされた経過があったわけですが、この8期に向かってはその辺の保険料についてどのように考えておられるのか。この計画策定業務の中で何らかの形でその辺の触れているのかどうかお聞きしたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長(鎌田光一君) お答えいたします。

今現在、8期計画について策定業務のほうを進めておりまして、今現在、アンケート調査のほうを進めております。今後の需要見込み等を勘案しながら、それを今度計画に反映する予定でございます。その中で今後の保険料についても出てくるかと思っておりますので、そちら計画時点にならないとなかなかわからない面が出てきます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) アンケートをとって、その利用者の、対象者の希望をとるに従った対応をするということについては極めていいと思うんですが、ただ、主体性は町にあるわけで、必ずしもアンケートのとれていないと

思うんです。そこには財源的なものが絡んでくると思うので、当然、その保険料というものが大きな面として出てくるのかなと思うんですが、その辺についてこの7期の反省に立って、宮城県一高い保険料として一時的にあったわけですが、今でも1、2位の、上のほう行っていると思うんですが、その辺について確かに高齢者ふえている中で高くなるというのも、ある程度の無理、無理理解しても、それでも大変な負担については変わらないわけで、その辺解消するような計画にぜひお願いしたいということが、私以外にも多くのアンケートの中でも多分、どういうアンケートとるかわかりませんが、介護保険安いか高いかというアンケートもぜひ含めてほしいんですがね。高いとなれば、例えば値下げするというようなことになってくるんですか。基本的に、財源的にどのような介護利用されているかもう既にこれまでの中でつかんでいると思うんで、ある程度の見通し立てることが可能だと思うんです。町長も大分、前期については高かったと、何だというようなことでのお叱りの中で、今回どのように臨むか町長から、町長の声でやっぱり大分その職員も変わってくると思うので、町長どのように見えていますか。旗振り役として、ぜひ町長からの見解だけを求めておきたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 一般会計がこのような状況でございますが、一般会計から可能な限り応援したいなという気持ちはございますが、なかなか厳しいなと。基金の一部を、また、どこまで対応できるか、基金を取り崩しても少しは軽減できる範囲で検討してまいりたいなというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） くれぐれも保険料が上がるようなことのないように、ひとつ御奮闘お願いしたいと思います。一言、課長どうですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） ただいま言えるところにつきましては、第7期実績については計画値より若干低めで経緯している状況であります。その分、基金のほうも若干ではありますが残っている状況ですので、そちらを活用しながら保険料軽減に努めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 82ページの国庫支出金の5目に保険者機能強化推進交付金ということで、今回、110万7,000円が計上されておりますが、この内容といたしますか、これどういう理由でもってこういう交付金に来るよう

になるのですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

この交付金につきましては、市町村による高齢者の自立、重度化防止等に関する取り組みを評価し、2号保険料の法定割合を加えて交付されるものでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

9番（和賀直義君） これ、私のイメージだと、こういう介護事業において、要するに例えば効果があって、例えば2が1になるとか、なんかそういう動きに対して指標があって、こういうことをやっている自治体にはこうしようという。そういうやつじゃないかなと思ったんですけども、違うんですかね。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 主には、その市町村の取り組み内容、具体的には歳出の第3款の地域支援事業、こちらの事業等に対する評価のものということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。和賀直義議員。

9番（和賀直義君） その事業が評価されたら、こういうふうにとってよろしいんですね。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） はい、そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第21号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可

決されました。

日程第20 議案第22号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第20、議案第22号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第22号 令和元年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第23号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 日程第21、議案第23号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第23号 令和元年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第24号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

議長（石川良彦君） 日程第22、議案第24号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 114ページで、事業費の中で災害復旧。工事請負での減額、3,300万円減額になっています。これは工事できなくなったのか、やめたのか、その辺詳しく説明をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

災害復旧工事につきましては、台風19号発生後に中粕川地区の集落排水関係の復旧につきまして想定される範囲の中で復旧工事ということで計上させていただきました。そういった中で復旧をした際に、こちらで考えていた以上に被害が少なかったということで、このように減額となったものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 110ページの繰越明許費についてお聞きしたいんですが、1番目の管理費についての診断事業、あるいは災害復旧の事業ということで、早い話いつころまでに、いわゆる中粕川、特にこの農集排は川北の粕川地区が基本になっているわけですが、場所になっているわけですが、見通しとしていつころまでに完全な復旧が予定されているのか。その辺について、御奮闘も含めて努力の見通し、どの辺に考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

令和2年度には全て復旧する予定でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 年度でも、例えば春ころとか、秋ころとか、いつころか

その辺は、令和2年度というの1年ぐらいかかるということですか。
その辺ないですか、もう少し。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

令和2年度の早い時期といいますか、災害復旧工事が完了するのがこちらの配電盤関係ができ上がりましてすぐ終わりますので、そちらの材料の手配等終わりましたらすぐ復旧できます。ですので、お盆前には復旧いたします。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 考えてみれば、河川改修によっても幾らか影響出てくるのかなと思うんですが、当然、今の堤防を拡張するなりすれば、当然この排水管ですか、いわゆるこの管がはいっているところも当然工事の対象になってくると思うんですが、その辺については何らかのつながりはある…、どのような関連見えますか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

堤防の改修に伴いまして、現在入っている管渠に影響する部分はございます。その部分につきましては、説明のほうもさせていただきましたが、本来国の災害で対象としてございましたが、もうその必要性がなくなりましたので、そこはもう機能しないのでそれは廃止という形にしようと思っています。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第24号 令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可

決されました。

日程第23 議案第25号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）

議長（石川良彦君） 日程第23、議案第25号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の減額も基数の減というのが大きかったようですが、台風の影響もあったんでしょうが、全般的にやっぱり不況といえますか経済的なこと、あるいは家庭の構成、そういうことも含めてなかなか私たちの当初意図するところの合併浄化槽が進んでいないということで、その辺の解消策といいますか、あるいは何ぼか、幾らか補助金をふやすとか、何かその辺のもう少しこの、これを基数を、基数といいますか浄化槽を導入するような機運向上のための何らかの施策などは、今回の補正に含めて考えておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、今年度の事業の計数整理的なものが主なものでございます。この件につきましては、ここ数年というか、この事業が始まって以来、我々としてもなかなか問題だなという部分は考えてございます。下水道フェアを通して啓蒙普及はしているものの、なかなか伸びないのも事実でございます。今後は、こちらで待っているのではなくて地元のほうにみずから行って、水洗化の理解を得ながら合併浄化槽の普及に努めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第25号 令和元年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第26号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第24、議案第26号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 今回、歳出の部分で草刈り業務というようなことで載っているんですけども、ちょっと関連でお聞きしたいんですけども。この間の説明の中でも20区画中18区画が完売できたと、完売というか販売できたという説明あったんですけども、残り2区画をどうするおつもりなのか、今後。それをちょっとお聞かせしていただきたいと思いません。

議長（石川良彦君） そのことは、補正予算でございます。予算審査だからなんかそちらの機会でお聞きしたいと思いません。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第26号 令和元年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第27号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第

5号)

議長（石川良彦君） 日程第25、議案第27号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第27号 令和元年度大郷町水道事業会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第26 議案第37号 財産の無償貸付について

議長（石川良彦君） 日程第26、議案第37号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） この間の説明の中で、まず最初にお聞きしたいのは、駐車場、資料ということでこれ提示されていましたが、駐車場の関係で町がイベント開くときだと思えるんですけども、駐車場を■■■■の敷地なり、民地なりをお借りするということなんですけれども、これお借りするとなれば使用料とかなんか発生するのかなのか。それをまずお聞きしたいと思います。

それとあと、これ契約締結日から令和7年の3月、年度末までということで5年間の契約の内容と申しますか、締結内容になっているんですけども、これ将来的にもし撤去と申しますか、この■■■■が撤去する場合、その撤去というか退去ですね、退去する場合、建設された建物とかそういうものをどのような扱いにしていくのか、町が引き受けるのか。もし引き受けないのであれば、それを解体して更地にして

元に戻してもらうのか。その辺の契約内容というのはどのようになっているのかお聞かせしていただければと思いますけれども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） まず、駐車場の問題でございますが、こちら事業所のほうから■■■■所有地、旧味明小学校、あともう1カ所については社員駐車場、そちらのほうを借用することについての内諾をいただいているということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。（「契約内容」の声あり）財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

契約書の中でですけれども、土地を原状に回復して返還しなければならないとうたってございますので、建物等はあくまで■■■■で処分していただいてというようなことになると思われます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） ■■■■がふれあいセンター21の敷地内といたしますか、その中に建物を建てるということになるんですけれども、これふれあいセンター21でいろんな行事があったときの駐車場の確保というのが、当然敷地が狭くなるわけですから、いろんなイベントを設けた場合の駐車場の確保というのは町としてどのようにお考えなのか。ちょっとお聞かせしていただきたいです。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

先ほど、事業者のほうから■■■■に駐車場の借用依頼ということで内諾を得ているという話しましたが、あわせて町の事業についてもその辺を事業者、あと■■■■、町と今後協議して確保に努めていきたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） その駐車場は確保するのはいいんですけれども、当然これ民地なわけですよ。その民地を借りるときに、その借り賃といいますかそういうもの発生しないんですかということなんですけれども、さらに発生した場合誰が負担するのかということなんですけれども。どちらが、要するに■■■■なのか町が負担するのか。当然■■■■のほうで利用すれば■■■■のほうで支払いするのは当然だと思います。けども町がその中で話し合いをして、町も使うんですよとなったときに、町の行事ですよ、地域の行事ですよ、なっ

たときに、もし駐車料金といいますか土地の借り賃をどういうふうと考えていらっしゃるんですか。どちらが払うようになっているのか、それをちょっとお聞かせください。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

今回の用地の確保に際して、ふれあいセンター21の一部を使うということで申し出があった際に、駐車場の問題についても事業者のほうに説明して十分な駐車場確保をお願いしますということで、事業者のほうからそういった土地が確保見込みになったということで、それをもって駐車場については確保がされる見込みだという町の判断でございまして、その辺の取り決め等につきまして今後事業者、スモリ、あと町のほうで具体的に協議していきたいということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 順調に工事がスムーズに行った場合に、その新しい地での事業再開というのはいつころになると見込んでいますか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

今の工程上であれば、令和3年の4月には開所可能と考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回のこのふれあいセンター21というのは、味明地区だけではなく東部地区の大きな、いわゆるふれあい集会所という位置づけがされているわけで、決してこの地域の方々だけの同意ではなかなか了解を得たとは言えないと私なりに思うんです。ということは、定期的になったり、あるいは頻繁ではないけれども年間に結構この場所を、ふれあいセンター21を通じていろいろなコミュニティーが図られているのがこの東部地区の活用の状況でございまして、そういう点で、今回たとえ無償であっても、XXXXXXXXXXの協力をもらってということで駐車場を確保したっていても、結構歩かなくてはならないですね。そういう点で、もし今後詰めていく中で、どのように詰めていくかわかりませんが、ぜひお願いしたいところは日曜日が多いわけですから、その地域の、いわゆる4つの東部地区の集会ですか、その場合に、あと選挙などもあるようですが、ほとんど日曜日が多いので、そうした場合にせめて日曜日にはこのグラウンドを、あるいは町の所有の土地幾らかでも駐車場に利用できるように、その辺の協力をもらえると、従来どおりの協力をもしよかったらば、駐車場従来どおりの駐車場のスペースを確保できるように

お話してもらいたいなと思うんです。そうでないと、幾らその借り入れることができたと言っても、一方で昔の味明小学校の校庭も……、結構行事あるわけで、それあいている場合にはいいんですが、近くですからね。そういう点で、決して彼らがつくった、このいわゆるの校庭を荒らすような形はうまくないんですがね。校庭であってもね。やっぱりその辺は心得をしながら、こちらで大事に扱いながら使えることができれば極めていいのかなと思うんですが、そのことについてお願いしたいのが1点と、それから、よくお話出されているんですが、今回、旧粕川小学校の1区画を借りてやっていたところを、あのような水害に遭ってこちらに移らざるを得なくなったということですが、このが水害に遭ったことによって、この団体に対する何らかの水害の補償かなにかは何もないのかどうか。あくまで町の所有物を借りていただけで、彼らには何らそういう補償をもらえる資格がないのかどうか。もしそういうのがあるとするれば、有効に彼らに回してやって、幾らでも財源の軽減に図ってもらえればなという気持ちあるわけで、その辺についてまずお聞きしたいんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

まず、駐車場の件でございますが、事業者への質問でそういった校庭の開放について質問しております。その結果については、校庭等使用しても何ら問題ないということ聞いております。

あと、事業者のほうで従業員駐車場も不足する可能性がございますので、そちらにつきましても周辺の土地を確保して、その職員駐車場としたいという旨を聞いております。そういった場合、そういった大きい事業があった際には、そちらの開放も問題ないと聞いております。

あともう1点、財源につきましては、こちら県、あと国土交通省、そちらのほうにも聞きましたが、何ら手当するものとしては何もないということでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回財産の無償貸し付けということですが、お聞きするところによると、国が半分ですか、それからあと県が4分の1とあと受益者というか利用する方が4分の1ということで、町からの補填は何もないということで、それに越したことはないんでしょうが、町としてはそれでいいのかどうか。全然町からは出す考えはないということで理解していいんですか、今のところ。どうなんですかね、そういう点、財源

的な負担について。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

当施設に関しましては、社会福祉施設ということもありますので、今後その辺何らかの財政支援はしていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 今、駐車場の件で■■■■の土地2カ所、これがまだどっちとも決まっていないと、借りるに当たってね。お金の話で決まっていないと。これからだっていうんですけれども、いや、こいつ決まってから本当はこういう提案するべきなんでないかなと私思うんですけれども、決まっていなくてじゃあ今から話し合った結果、町負担ってなる可能性もあるわけですよ。どうなんですか。この辺はちゃんと事業者のほうに言って、ここは、駐車場代は持ってくださいよというような形で言ってもらえるんですか、どうなんですか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 今回の施設の設置に関して、事業者から申し出があって、その条件として駐車場を確保してくださいということで町から言っていますので、事業者の負担と認識しておるところでございますが、その内容について今後詰めていくということでございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 内容を詰めていくって、だからその内容の中で、どっちが支払いなるのか、そいつを町負担でなくてやっぱり業者負担だと私は思うので、そこをしっかりと行って約束していただいて、この提案を上げてもらえればよかったなと思うんですけれども、その辺もう1回答弁願えますか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） その辺も事業者のほうにしっかりと説明していきたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） この事業について、やっぱり障害者の皆さんの支援ということで頑張ってもらいたいなど、事業主ですね、そう思います。その中で、借主のほうからの立場でちょっと聞いてみたいんですけれども、これ公のことはちょっとわからないんですが、民間とすれば、この無償貸し付けということだと、ただでというか、何もなくてお借りをするということであれば、これは使用貸借というか、無償で借りるということ、法律

上ね。それで、この中でその法人税法というものがあると思いますが、その中で、この無償で貸してはいるが、要するにその贈与という、ただで貸すからその賃貸分としてその贈与というものがあつたと見なして課税をするというのは、これ民間のあれでありますよね、ルールでね。そういうことになると、その地代ということは相当高い値段で設定される、課税になるということを記憶しているんですが、その辺についてこの借主という方はどうなのか知っておられるのか。

それと、町、これ公だからないのかどうか。それを含めてお伺いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） 当該事業所に関しては、非課税事業者ということになっております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

11番（石垣正博君） じゃあ、ないということでございますでいいんですね。それと、この無償貸し付けっていうと何ですか、いつ退くというか、出ていかなければならない、そのためにも年間というその設定をなさったと思うんですが、その5年後どのような状況になっても町としてそのまま継続をしていくということなのかどうか。町はどの辺までその辺を支援していくかということをお聞きしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、当初5年間でございます。あとその後につきましても5年間ということで、継続で、その事業所が継続したいというような申し出がございましたら、そのままでお貸しするというようなことでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第37号 財産の無償貸付についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第27 陳情第1号 2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情書

議長（石川良彦君） 次に、日程第27、陳情第1号 2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

陳情第1号については、会議規則第88条の規定により請願書の例により処理するものとし、会議規則第85条第1項の規定に基づき、教育民生常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は教育民生常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時23分 散会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員